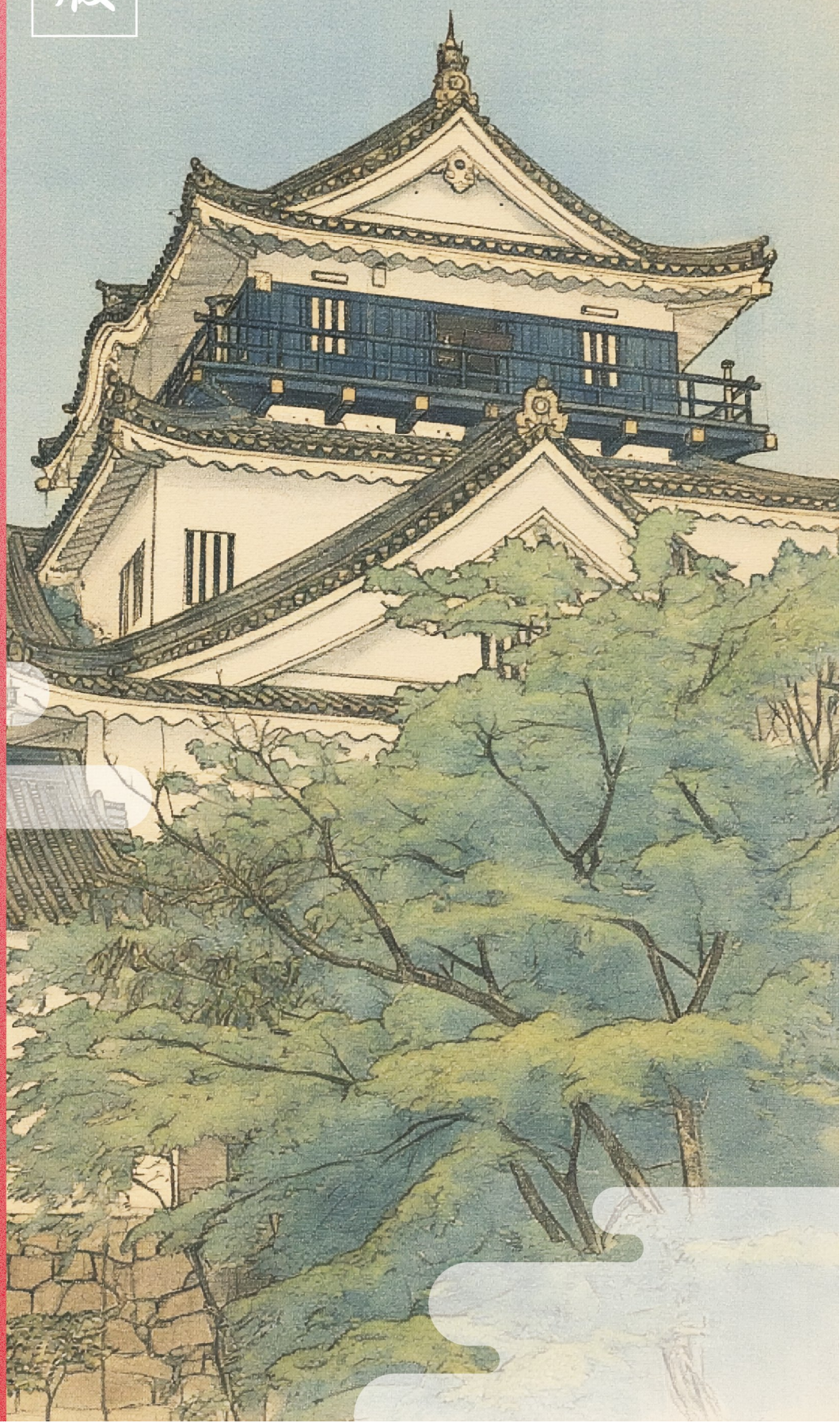




概要版

# 岡崎市歴史的風致維持向上計画【第二期】

く 未来へつむぐ 歴史まちづくり く





# 目次

<b>序章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
0-1. 計画策定の背景と目的.....	1
0-2. 計画の期間 .....	1
<b>第1章 岡崎市の歴史的風致形成の背景</b> .....	<b>2</b>
1-1. 自然的環境 .....	2
1-2. 社会的環境 .....	3
1-3. 歴史的環境 .....	3
1-4. 文化財（令和7年(2025)11月未現在） .....	12
<b>第2章 岡崎市の維持向上すべき歴史的風致</b> .....	<b>13</b>
2-1. 家康公生誕の地にみる歴史的風致.....	13
2-2. 東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致.....	13
2-3. 瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致.....	14
2-4. 岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致.....	14
2-5. 郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致.....	15
2-6. 六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致.....	15
2-7. 額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致.....	16
<b>第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針</b> .....	<b>17</b>
3-1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題.....	17
3-2. 上位計画及び関連計画との関係性.....	17
3-3. 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針.....	18
<b>第4章 重点区域の位置及び区域</b> .....	<b>19</b>
4-1. 重点区域の位置及び区域.....	19
4-2. 重点区域の設定の効果.....	21
4-3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携.....	22
<b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b> .....	<b>23</b>
5-1. 市全体に関する事項.....	23
5-2. 重点区域に関する事項.....	24
<b>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</b> .....	<b>25</b>
6-1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針.....	25
6-2. 事業の内容 .....	26
<b>第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針</b> .....	<b>31</b>
7-1. 歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方.....	31
7-2. 歴史的風致形成建造物の指定の基準.....	31
7-3. 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件.....	31
7-4. 歴史的風致形成建造物及び候補建造物の一覧.....	32
<b>第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</b> .....	<b>35</b>
8-1. 歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方.....	35
8-2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の指針.....	35



# 序章 計画の策定にあたって

## 0-1. 計画策定の背景と目的

岡崎市は、三河山地から連なる豊かな緑と矢作川・乙川の清流に生まれ、古代の三河国の中心、中世の武家文化の拠点、そして徳川家康公生誕の地・岡崎城下町として発展してきた歴史と文化の蓄積の上に、「歴史的風致」が形成されてきた都市である。

しかし、少子高齢化や人口減少が進むなかで、歴史的建造物の老朽化や維持管理の負担増、祭礼や伝統産業の担い手不足などにより、本市固有の歴史文化や伝統を将来にわたって守り、継承していくことが大きな課題となっている。

こうしたなか、第1期計画では、岡崎城跡の調査や歴史的建造物の保存・修景、案内板整備等を通じて、市民の郷土愛や歴史文化への理解を深め、歴史的風致の価値を共有する基盤を築いてきた。一方で、歴史的建造物のさらなる利活用、市民参画や公民連携、多言語化やICTを活用した発信力の強化など、新たな課題も明らかになっている。

このため、第2期計画は、第1期計画で得られた成果や課題を踏まえ、歴史まちづくりに対する市民の理解と参加を一層促し、公民連携によるまちづくりを進めること、また、先端技術や観光施策との連携によって歴史的建造物の活用の幅を広げ、歴史文化資産を地域活性化の基軸として位置づけることで、歴史都市・岡崎ならではの魅力と風格を備えた歴史的風致の維持・向上を目指すこと、さらには、歴史的風致を次世代へと継承し、変化する社会環境に適応しながらも、地域に根ざした歴史・文化・伝統を活かす「持続可能なまちづくり」を進めることを目的として策定する。

### ■歴史的風致とは・・

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

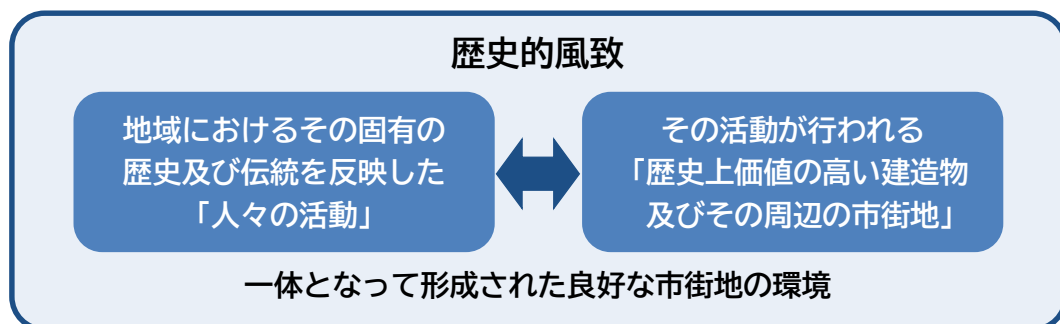


図0-1 歴史的風致の構成

## 0-2. 計画の期間

令和8年度(2026)～令和17年度(2035)とする。

# 第1章 岡崎市の歴史的風致形成の背景

## 1-1. 自然的環境

本市は、愛知県のほぼ中央に位置し、総面積は 387.2 平方キロメートル(令和7年(2025)8月20日現在)である。

市の北東部は中部山岳地帯に連なる三河山、西部は広大な岡崎平野、南部は三河湾国定公園に含まれる山地となっている。矢作川が岡崎平野の丘陵地を北から南へ貫流し、清流がゆるく流れて三河湾に注いでいる。矢作川とみやまの主な支流は、巴山おとがわに源を発する乙川ほんくうさん、本宮山おとがわ(おとがわ)に源を発する男おとがわ川等であり、矢作川と乙川の合流部付近に、中心市街地が広がっている。



図1-1 愛知県の位置

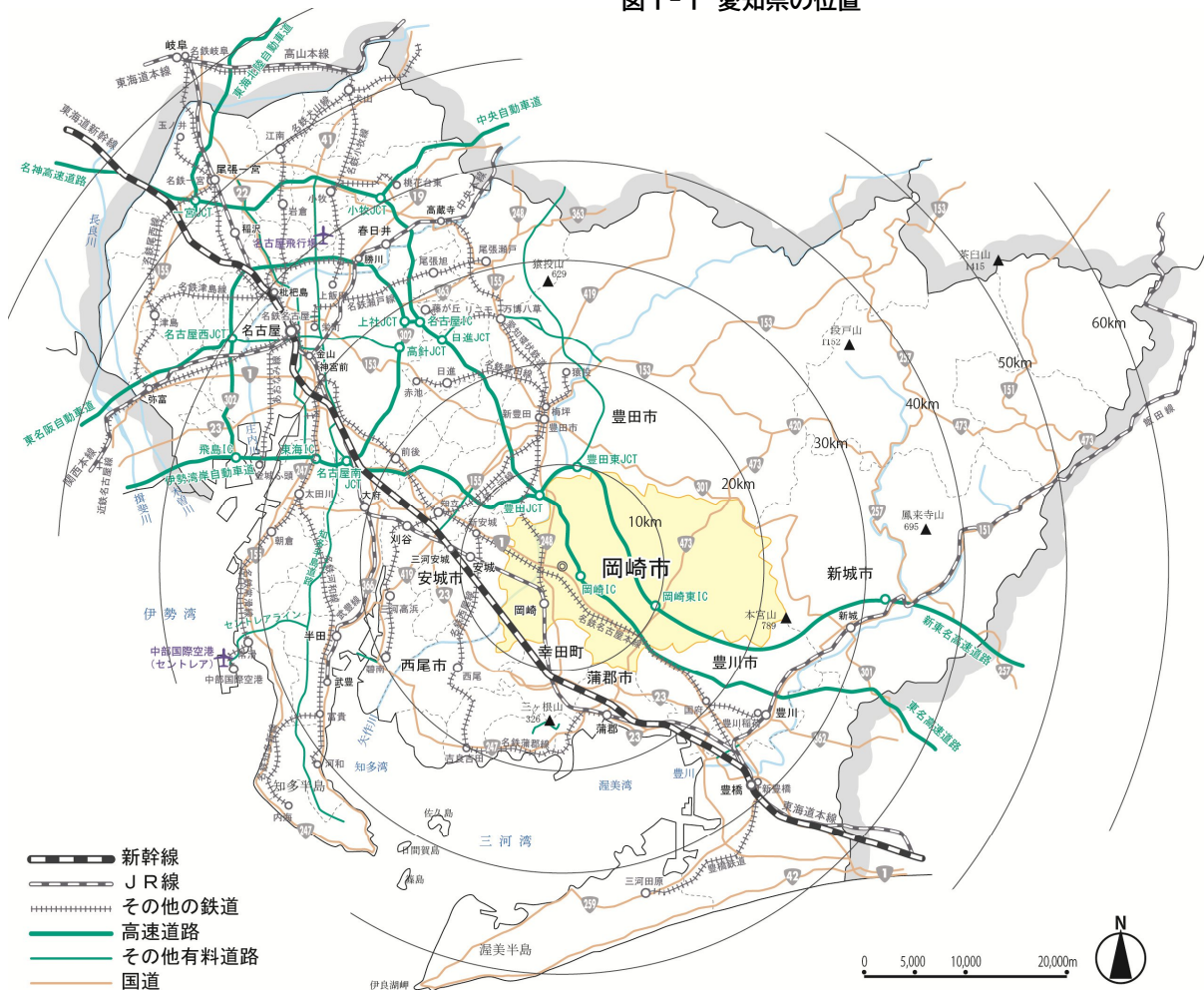


図1-2 岡崎市の位置

## 1-2. 社会的環境

令和2年(2020)10月1日の国勢調査によれば、人口は384,654人であり、県内では名古屋市、豊田市に次ぐ3番目の規模である。

東西には、東京都中央区日本橋を起点として大阪市へ至る国道1号が横断し、南北には、蒲郡市<sup>がまごおり</sup>を起点として岐阜市へ至る国道248号と、牧之原市へ至る国道473号が縦貫している。広域交通網は、東名高速道路が東西に通じ、昭和43年(1968)から岡崎インターチェンジが供用されている。また、平成28年(2016)からは、新東名高速道路が東名高速道路と並行して通り、岡崎東インターチェンジが供用されている。

また、本市は岡崎城を始め、家康公ゆかりの寺社、宿場町等の歴史・文化的な資源や、桜や紅葉等の名所である自然的な資源等の多数の観光資源を有している。絢爛豪華な時代絵巻を展開する春の風物詩「家康公行列」、夏の夜空を大輪の花火が彩る「岡崎城下家康公夏まつり」、三河路に春を告げる「瀧山寺鬼祭り」など、四季を通して様々な催しが行われている。



図1-3 家康公行列



図1-4 瀧山寺鬼祭り

## 1-3. 歴史的環境

### (1) 原始 (岡崎の起源)

#### ① 旧石器・縄文・弥生時代

後期旧石器時代に生活の場として適していたと思われる中位段丘<sup>ちゅうい だんきゅう</sup>が、現在の康生町、伝馬通、鴨田町、岩津町<sup>いわづ</sup>等の集落や JR 岡崎駅周辺の市街地が分布する範囲に発達している。また低位段丘面<sup>てい い だんきゅう</sup>が乙川流域の両岸の明大寺、菅生町、栄町、大平町<sup>おおひら</sup>等の市街地に広がっている。

西牧野遺跡<sup>かしゃま まきひら</sup>(檜山町、牧平町)では旧石器時代の石器類が多数出土していることから、暮らしが安定していたことがうかがえる。乙川左岸の五本松遺跡<sup>みあい</sup>(美合町)



図1-5 真宮遺跡の平地式住居と土器棺墓(復元)

では出土した石器や土器より後期旧石器時代から弥生時代の暮らしがうかがえ、矢作川と乙川の合流点付近の真宮遺跡<sup>しんくう</sup>(真宮町・六名1丁目)では集落跡より人々の生活が縄文時代から鎌倉時代まで連綿と続いていたことがわかる。

#### ② 古墳時代

古墳時代に造営された墳墓である古墳は、いずれも矢作川や支流の乙川、巴川、北斗川、真福

寺川、青木川に沿った場所に所在している。

古墳時代前期の4世紀後半から中期の5世紀初頭に造営された大型古墳の和志山古墳(西本郷町)や甲山第1号墳(六供町)は、その規模や立地等から地域を支配した首長の墓であると推察されており、当時、統治社会が形成されていたことを示している。

古墳時代中期の5世紀中頃には首長の墓はやや小型化し、太夫塚古墳(若松町)や経ヶ峰第1号墳(丸山町)等は河川交通の要所に臨む場所に築かれた。

古墳時代後期の6世紀代以降に築造された古墳は群集墳を形成し、直径10~20メートル程度の円墳が多く、約200基を数える。神明宮第1号墳(石室長11.6メートル、丸山町)、岩津第1号墳(石室長10メートル、岩津町)は、西三河最大規模の横穴式石室を持つ。



図1-6 太夫塚古墳

## (2)古代(三河国の成立)

### ①飛鳥時代

仏教文化の伝来や律令国家による古墳づくりの規制により、寺院をつくるのが権力誇示の手段となり、7世紀後半に矢作川右岸の渡河点付近に四天王寺式の壮大な伽藍を持つ北野廃寺が建立された。北野廃寺の瓦からは、矢作川流域から遠く長野県飯田まで広がり、周辺の仏教文化に影響を与えたことがうかがえる。

この時代、愛知県は尾張国造、三河国造、穂国造の勢力下で3つの地域に分かれ、岡崎を含む西三河周辺は三河国造が支配していた。最初の三河国



図1-7 北野廃寺跡

造は、『先代旧事本紀』に物部氏の祖先と結び付くとされる知波夜命が記され、また真福寺(真福寺町)には物部氏による創建伝説があることから、物部氏と古くから関係があったと考えられている。

### ②奈良時代

三河国には律令国家が整備した七道(東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道)の一つである東海道が通っていた。要所には、駅制に基づく国の施設である駅家が30里(約16キロメートル)毎に設置され、中央に急を知らせる駅馬を常備していた。市内には碧海郡の鳥取(捕)駅家、額田郡の山綱駅家の2つの存在が考えられている。鳥取駅家は小針町付近にあった鷲取郷に隣接する宇頭町から矢作町のどこかに存在したとされ、一方、山綱駅家は、山綱町にその地名を残していることから、山綱町を含むその周辺地域に存在していたと考えられている。

### ③平安時代

11世紀後半、三河国は藤原季兼が開発領主として居住し、市域の農地開発を行っていたと考えられている。季兼は熱田大宮司尾張員職の娘、松御前と結婚し、晩年は尾張国の目代(国司の下級役人)も務めた。

季兼の子の<sup>すえのり・としのり</sup>季 範 は、熱田神宮大宮司職の地位を譲り受け、さらに、尾張国の目代にもなったことから三河と尾張の2つの国に拠点を得ることになり、藤原氏が勢力を拡大し、これまでこれらの地を支配していた物部氏との勢力交替が起こった。

### (3)中世(武家文化の重要拠点)

#### ①鎌倉時代

鎌倉時代の東海道において京都から数えて26番目の<sup>しゆくえき</sup>宿 駅である<sup>やはぎのしゆく</sup>矢作 宿 は、矢作川を挟んで東西に位置し、宿泊施設や日用品を生産・販売する職人や商人の店が建ち並ぶなど、東西交通の要衝として大いに賑わいを見せていた。

藤原季範の娘、由良御前と<sup>ゆらごぜん</sup>源 義朝の子で鎌倉幕府を開いた<sup>みなもとのよりとも</sup>源 頼朝は、全国支配のなかで政治的・軍事的に重要視した三河国の守護・地頭には有力な御家人を任命した。三河守護に任じられた<sup>あしかがよしうじ</sup>足利義氏の屋敷には4代将軍藤原頼経が宿泊し、その一族や家臣たちの屋敷や<sup>ぬかたぐんくもん</sup>額田郡公文所も矢作宿の辺りに並んでいたと考えられている。東国武士の三河進出はめざましく、源氏と三河国の武士の結びつきは強くなり、足利氏や家臣の一族が後の三河武士の源流となっていく。

三河では、鎌倉時代後期までは<sup>こうりゅうじ</sup>真福寺、<sup>てんだい</sup>滝山寺、<sup>てんだい</sup>高隆寺等の天台宗の勢力が強く、これが土壌となり建長8年(1256)、<sup>しんらん</sup>親鸞の弟子である<sup>けんち</sup>顕智らが<sup>じょうどしんしゅう</sup>矢作薬師寺で<sup>じょうどしんしゅう</sup>浄土真宗を伝え、三河に広まっていった。また、足利氏が<sup>きえ</sup>帰依した<sup>りんざいしゅう</sup>臨済宗は<sup>てんおんじ</sup>額田等三河山間部へ広まり、<sup>てんおんじ</sup>天恩寺等が建立された。

#### ②室町時代

建武2年(1335)、矢作川の戦いで<sup>ご</sup>足利尊氏は、元弘3年(1333)に共に鎌倉幕府を攻め落とした<sup>だいご</sup>後醍醐天皇による<sup>にったよしさだ</sup>新田義貞の南朝側と対峙した。足利方(北朝側)は矢作東宿に、南朝側は矢作西宿に陣を張り、南朝側の中州からの攻撃に北朝側は敗退した。その後、勢力を盛り返した北朝側は各地で南朝側を撃破して室町幕府を開いた。後醍醐天皇は吉野に脱出し、南北朝時代が始まった。

この頃、三河守護には<sup>こうのもろなお</sup>足利家執事であった<sup>こうのもろなお</sup>高師直一族が任命されるも、足利氏内争により滅亡した。その後、三河守護は尊氏の信任厚い<sup>にっぎ</sup>仁木氏が任命され、尊氏没後は大島氏が就いて長く在任した。永和4年(1378)頃、足利一族の一色氏に交代し、<sup>のりみつ</sup>範光以後4代60年にわたり、三河を支配した。一色氏は南北朝の混乱のなかで守護の権限を強め、<sup>あつみぐん</sup>渥美郡や下和田郷を幕府に従わず配下とし、三河国の支配を強化していった。将軍は、このような勢力を抑えるため<sup>ほうこうしゅう</sup>奉公衆と呼ばれる直属の軍隊を持っていた。三河地域には約40家が存在し、足利一族に連なる者が多かった。

#### ③戦国時代

応仁元年(1467)、<sup>かんれい</sup>将軍・管領家の後継ぎ問題に端を発し、天下を二分する<sup>かんれい</sup>応仁の乱が起こった。三河では、文明8年(1476)、三河守護代の<sup>いっしき</sup>東条氏が一色氏と戦って敗北した。その一色氏も三河守護の<sup>こくじんりょうしゅ</sup>細川氏や三河国人領主の<sup>いっしき</sup>松平氏らとの戦いに敗れたため、松平氏が三河の支配力を強めていった。

一方、明大寺に屋敷城を築いた<sup>よりつく つぐより</sup>西郷頼嗣(稠頼)は、享徳元年(1452)～康正元年(1455)に<sup>りゅうとうざん</sup>菅生川北岸の<sup>よりつく</sup>龍頭山(現在の岡崎城)に砦を築いた。頼嗣は<sup>みつしげ</sup>松平信光に屈服し、信光の子の<sup>きよあす</sup>光重が岡崎を支配するようになった。享禄3年(1530)～4年(1531)には、家康公の祖父にあたる<sup>りゅうとうざん</sup>松平清康が明大寺の<sup>しよけ</sup>岡崎城から<sup>りゅうとうざん</sup>龍頭山の<sup>しよけ</sup>岡崎城に<sup>ちかなが</sup>松平氏の本拠地を移した。西三河では、<sup>ちかなが</sup>松平庶家が<sup>ちかた</sup>家督を<sup>もりいえ</sup>相続した<sup>ただか</sup>親長の他、<sup>よぶく</sup>岡崎の<sup>ちかのり</sup>光重、<sup>ちかた</sup>安城の<sup>もりいえ</sup>親忠、<sup>ただか</sup>竹谷の<sup>よぶく</sup>守家、<sup>よぶく</sup>五井の<sup>ちかのり</sup>忠景、<sup>よぶく</sup>形原の<sup>ちかのり</sup>与副、<sup>ちかのり</sup>長沢の<sup>ちかのり</sup>親則等

に分立した。その後、松平4代親忠、5代長親、6代信忠のときにも支配地に一族を配置し、松平の勢力を広げていった。

松平氏の歴代の家臣は「譜代」といわれ、近世においても重要な役割を果たした。なかでも三河譜代といわれる家臣団は、広くは家康公の岡崎在城時代までに、狭くは清康の代までに服属した者を指し、後に四天王（酒井忠次、本多忠勝、榊原康政、井伊直政）、十六将と呼ばれる者もいた。これら三河譜代は幕府成立後も譜代大名や旗本となり、幕府の政治の中核を担っていった。

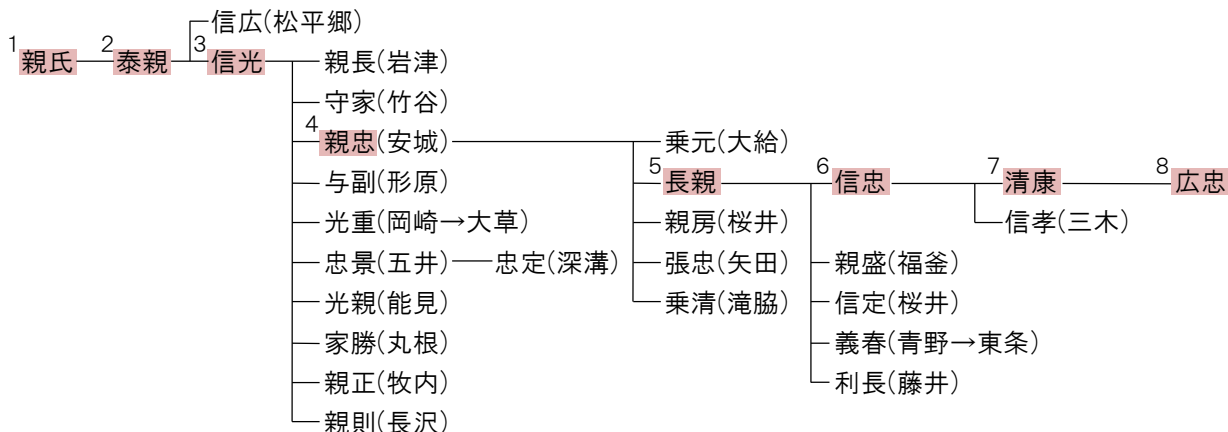


図1-8 松平8代系図

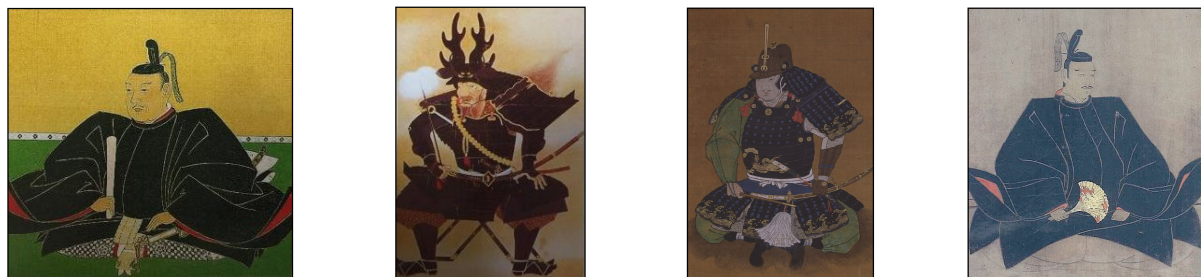


図1-9 四天王（左から、酒井忠次、本多忠勝、榊原康政、井伊直政）

松平氏はその勢力拡大とともに各地に寺院を建立したため、市内には特に松平氏、徳川家が創建に関わった寺社が多く存在している。松平3代信光建立の萬松寺、信光明寺、妙心寺、松平4代親忠建立の大樹寺(松平宗家の菩提寺)、伊賀八幡宮、松平7代清康建立の六所神社、龍海院、家康公建立の松應寺、隨念寺等がある。

天文4年(1535)、「守山崩れ」により松平清康を失った松平一族では対立と分裂が起こり、天文9年(1540)、尾張の織田信秀は三河への進出を本格化させた。このような状況のなか、天文11年(1542)に岡崎城内で竹千代(家康公)が誕生した。

天文18年(1549)、8歳の竹千代は今川義元の命により人質として駿府に送られた。同年、松平広忠が殺害され、松平領国は義元の支配下に入った。岡崎城代には今川氏の有力な家臣が入り、約10年間、今川氏が西三河を支配した。一方、竹千代は14歳で元服して元信と名乗り、弘治3年(1557)、義元の姪にあたる瀬名姫(築山殿)をめとり、元康と改名した。



図1-10 家康公産湯の井戸

永禄3年(1560)、桶狭間の戦いで義元が織田信長の

急襲を受けて戦死すると、元康は岡崎に逃げ帰って大樹寺に入り、今川勢が岡崎城から撤退すると帰城した。永禄4年(1561)、織田と和睦して西三河南部をほぼ自らの支配下とした。翌永禄5年(1562)、元康は清須城で信長と同盟を結び東三河への進出を始めた。永禄6年(1563)、元康は家康に改名し、今川氏からの完全自立を図った。

同年、15世紀後半の蓮如上人の布教により教団がすでに成立し、勢力を持った一向宗(真宗本願寺派)寺院の不入の権を、家康公の家臣が無視したことから、一向宗門徒(土呂本宗寺、三河三か寺の佐々木上宮寺、針崎勝鬘寺、野寺本證寺)が三河一向一揆を起こした。家臣の中にも信者がいた家康公は窮地に立ったが、翌7年(1564)に一揆を解体し、三河国統一を目指した。

#### (4)近世(岡崎藩の成立と幕府領による支配)

##### ①安土桃山時代

天正18年(1590)の家康公関東移封後は豊臣重臣の田中吉政が岡崎城主となった。江戸時代初めに本多康重が任ぜられてからの城主は代々譜代大名が務め、本多家4代(前本多家)、水野家7代、松平家1代、さらに本多家6代(後本多家)の計19名が岡崎城主となり、279年間、岡崎を治めた。特に、田中吉政は大土木事業を行い、岡崎城の城郭(総構え・総曲輪)の整備を進め、東海道を城下に引き入れた。

##### ②江戸時代前期

慶長6年(1601)に藩主となった本多康重を始め、その後の3代の城主は田中吉政による城下町整備を引き継ぎ、矢作橋や東海道の整備、町人たちの大規模な移住等を行った。伝馬制の制定と矢作橋の完成により、東海道を城下へ引き入れた。東海道はその後更に変更が重ねられ、慶長14年(1609)以降、まちの防衛と街道筋の伸長のために曲がりくねり、「東海道岡崎城下二十七曲り」と呼ばれる街道となった。また「お城下まで舟が着く」と歌われたように、矢作川と菅生川(乙川)では舟が行き交い、東海道により物資・文化が往来して城下町・宿場町として繁栄した。こうした整備により岡崎城は家康公の生誕城として、5万石の石高に比しては大規模な城郭となった。

正保2年(1645)、岡崎藩主になった水野忠善は城下町整備を完成させた。総構え内の町人を移住させて空いた場所に侍屋敷を作り、東海道沿いには「岡崎城下町廻り」又は「岡崎宿廻り19か町」と呼ばれる19の町を設けて、その様子は明治維新まで変わることがなかった。

一方、本市には多数の寺社があり、徳川家先祖の菩提寺である大樹寺を始め、滝山寺、真福寺、甲山寺等、これらの多くは家康公等が与えた「朱印状」を持つ。こうした寺社は、家康公が将軍になったことにより一層寺格や社格が高められ、幕府によって修理、援助を受けるという特別扱いを受けた。特に大樹寺は別格の扱いとなっている。さらに、徳川3代将軍家光は祖父家康公に対する畏敬の念が厚く、自らも滝山東照宮を建立するとともに、松平氏・徳川家ゆかりの寺社を大造営したため、近世前期の優れた建築物が多く残されている。

岡崎の藩領は、家康公による関ヶ原の戦いでの大名の手がら等の調査と大規模な領地替えの結果、額田、碧海、幡豆、加茂の4郡内に決められた。しかし、現在の市域には岡崎藩以外の領地も多数あった。奥殿藩(1万6千石)、西大平藩(1万石)がそれぞれの領地を支配し、松平氏・徳川家ゆかりの寺社も領地を持った。旗本領も多くあり、享保の改革を行った水野忠之(藩主時代1699~1730)の時代である享保10年(1725)には、知行地を持つ旗本が、三河国内に86家、現在の岡崎市域内に14家いた。

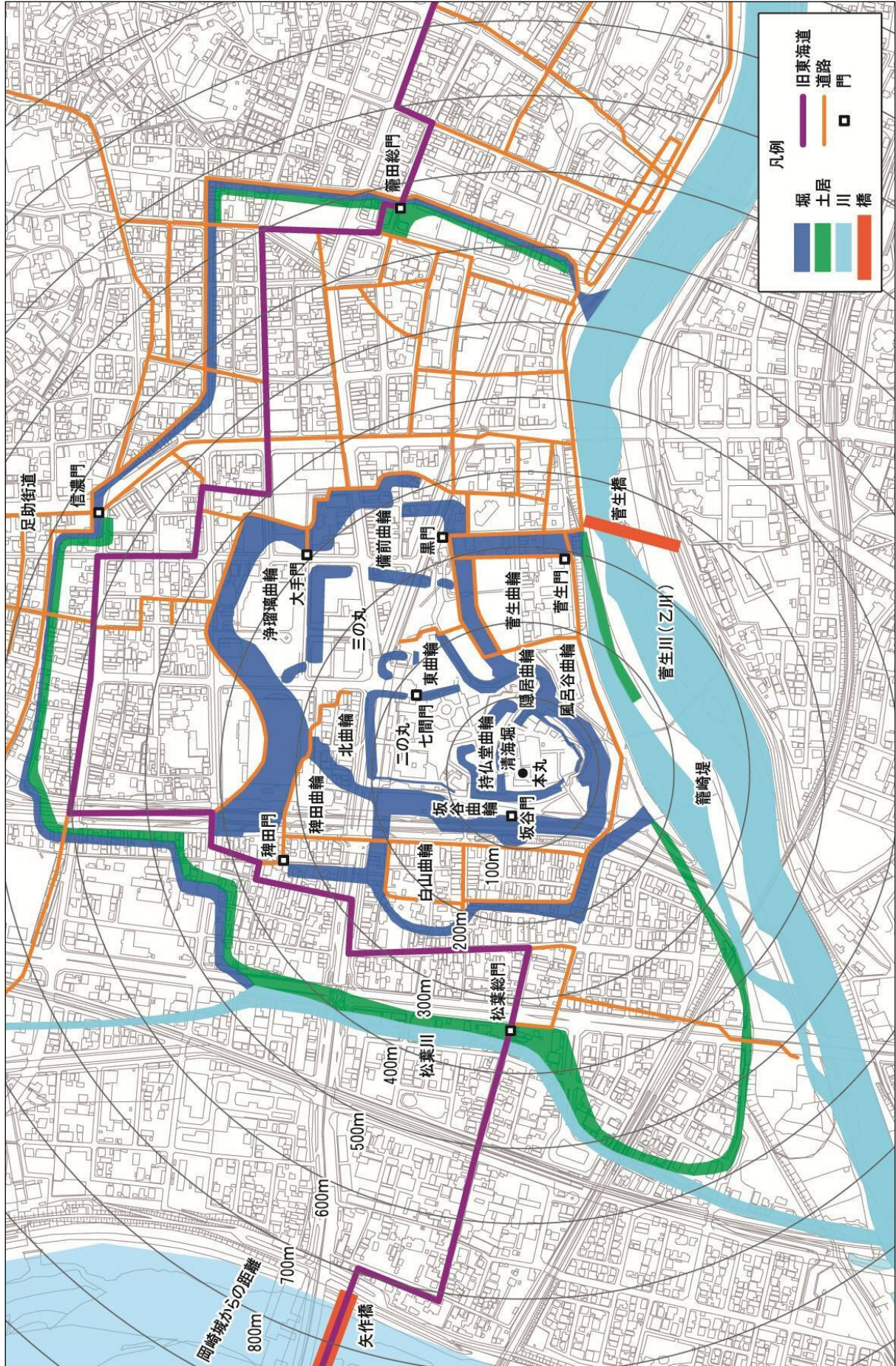


図1-11 岡崎城郭

### ③江戸時代中期・後期

西三河を北から南へ流れる矢作川は、大量の物資を安い費用で運ぶ最も有力な経済の道であり、城下を通る東海道は参勤交代等のための政治の道であった。このため、その中継地となる岡崎の産業は大いに発展していった。

城下町には、材木町(鍛冶屋、大工等の職人町)、魚町(魚問屋)、田町(塩、海産物等を扱う商人町)のように、その多くが職業と密接に関係する名称がつけられ、現在も残っている。近世を通じて城下町の中心となった町に、城の大手門近くに開かれた市場をもとに形成された連尺町がある。行商人の「背負子」が名称のもとといわれる連尺町は、酒、油、穀物等の日常品を扱う大きな商家が軒を連ねていたとされている。

江戸時代中期から後期になると、岡崎には石材加工、八丁味噌、綿作(三河木綿)等の代表的な産業が定着するとともに、旅籠屋、鍛冶屋、桶屋、荒物屋、指物屋、穀屋、煙草屋、大工、左官、道具屋、茶屋など様々な商売を営む者があふれ、まちが大きくなっていった。石工たちは城郭整備等が一段落すると、岡崎の良質な花崗石を用いて鳥居や灯籠等の石材加工を行った。戦国時代に携行食として重宝された味噌は、生産地の八町村(八帖町・八丁町)から八丁味噌という名が付き、周辺で産出される良質な大豆と矢作川の伏流水が得られ、矢作川の舟運により原料や製品が運搬され、全国に広まった。矢作川の洪水による土砂が積もった畑は、綿作に切り替えられ全国有数の産地となり、三河木綿として名が定着した。また、三河花火は、稲富流火術が持ち込まれ煙火師が多く育ち、豊作を願う農民が取り入れ、祭礼の花火として打ち上げられて発展した。また、こうした農業や商工業が飛躍的に発展することで、まちには賑わいが増し、菅江真澄(文人)、鶴田卓池(俳人)、月僊(画家)等の文化人が集まり、様々な文化が開花していった。

しかし、14代将軍徳川家茂の死後、15代将軍となった慶喜は慶応3年(1867)に大政奉還した。翌4年(1868)、旧幕府軍と新政府軍による戊辰戦争が始まった。岡崎藩は、旧幕府支持の態度をとりつつも、内部には旧幕府軍と新政府軍のそれぞれを支持する意見があった。藩主忠民により藩意は新政府軍支持で統一されたが、藩士が脱藩して両軍に分かれて戦うことになった。明治2年(1869)5月、約1年5か月続いた戊辰戦争が終わり、新しい時代が始まることとなる。



図1-12 石屋町界隈(昭和14年(1939))



図1-13 三河花火工場(大正期)



図1-14 八丁味噌 カクキュー合資会社(大正期)



図1-15 瞽者図(月僊)

## (5)近代 (都市岡崎の成立)

### ①明治期

明治4年(1871)7月、明治政府による<sup>はいはんち</sup>廃藩置<sup>けん</sup>県により、岡崎藩は岡崎県となった。同年(1871)11月には三河各県と尾張<sup>ちたぐん</sup>知多郡が統合されて額田県となり、県庁が旧岡崎城内に置かれた。しかし、明治5年(1872)11月には愛知県に統合され、額田県は1年ほどで廃止された。

明治維新が進むと、新しい時代には不用とされた城郭が明治6年(1873)～7年(1874)にかけて取り壊された。岡崎城跡は、明治8年(1875)、本丸・二の丸跡が城址公園として残されることになり、大正8年(1919)以降は、公園改修5カ年計画によって公園として整備され、現在の岡崎城公園となった。

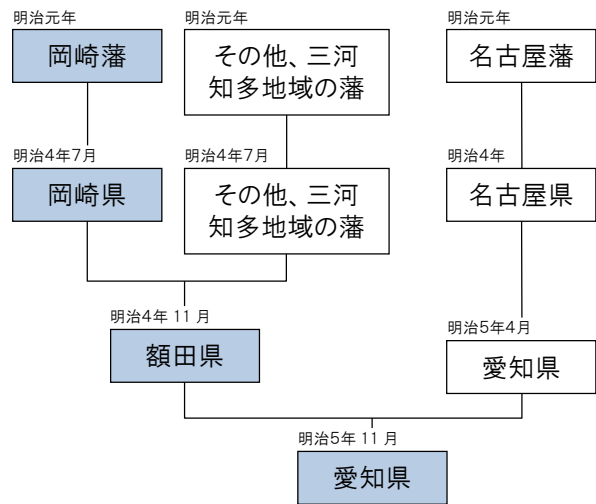


図1-16 額田県の成立と廃止

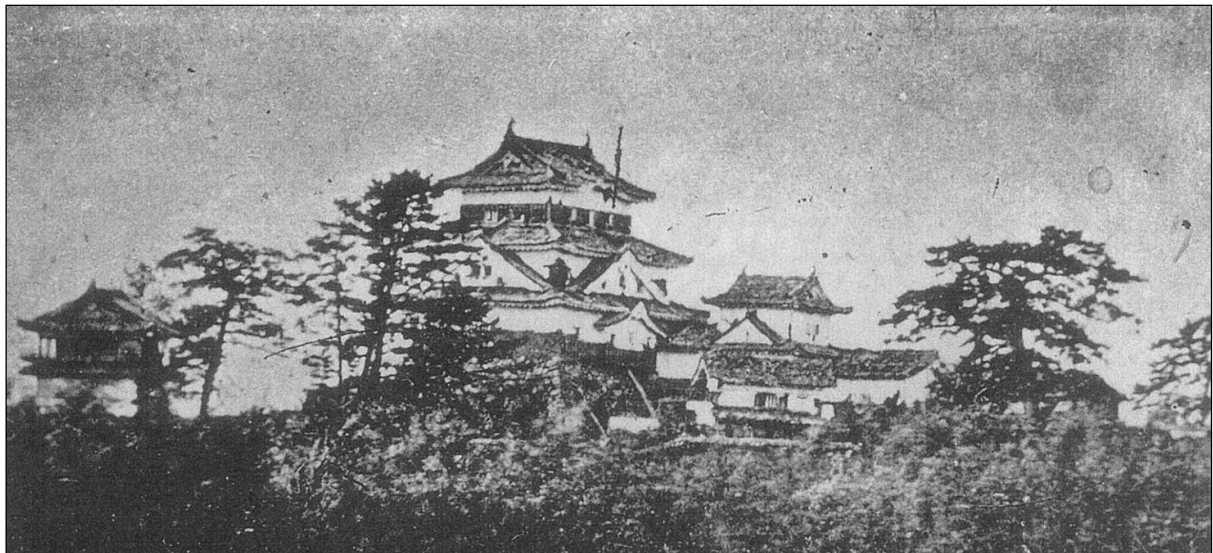


図1-17 旧岡崎城天守(明治5年(1872)、南東方向より)

江戸時代から綿の生産地として有名であった岡崎では、明治期になって発明された水車等を動力とする「ガラ紡」という紡績機<sup>ぼうせきき</sup>が、この地域の流れの速い川で利用できたため普及した。それと並行して明治政府が<sup>しよくさんこうぎょう</sup>殖産興業の政策として、「官営愛知紡績所」(現在の<sup>おおい</sup>大平町)を設置したことから紡績業が発達し、繊維の町となった。

一方、明治21年(1888)には東海道本線岡崎駅が開業し、岡崎の物資が鉄道を利用して運ばれるようになり、市内の産業は一層発展した。明治31年(1898)、岡崎駅と市街地を結ぶ岡崎馬車鉄道が開通し、同44年(1911)には、岡崎・西尾方面への重要な交通機関となる<sup>せいさんきどう</sup>西三軌道株式会社が開業した。

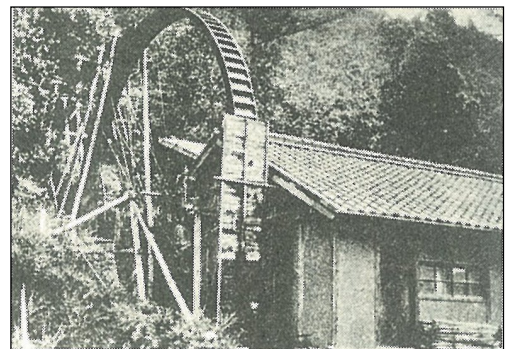


図1-18 ガラ紡水車(滝町)

## ②大正・昭和(戦前期)

大正5年(1916)7月1日、岡崎町は岡崎市となり、愛知県では名古屋、豊橋に次いで3番目、全国では67番目の市制施行となった。当時の市域面積は19.68平方キロメートル、人口は37,639人であった。

大正末期、愛知電気鉄道(後の名古屋鉄道)の開通や岡崎電気軌道(路面電車)の軌道延長など公共交通が充実するとともに、これまで成長を見せていた紡績業(ガラ紡)から製糸業への転換、農村部から都市部への人口流入等により、康生町を中心とする町では西洋風の建物が並び、近代的な公園や病院が整備されて様相が大きく変化した。また自動車が普及し始めたことから道路網の整備が進められ、曲がり角が多く不便な道路であった国道1号は、昭和8年(1933)に幅員21.6メートルの幹線道路に変わるなど、社会基盤が整っていった。

昭和16年(1941)、日本のハワイ真珠湾攻撃により始まった太平洋戦争は、昭和19年(1944)を境に戦況が悪化し、昭和20年(1945)7月19日から20日に行われたアメリカ軍のB29爆撃機による焼夷弾を中心とした12,000発以上の爆撃によって、連尺町、康生町等の市中心部の城下町を一瞬にして焦土とした。



図1-19 岡崎市内線(岡崎電気軌道(民営))



図1-20 焦土と化した岡崎市街

## (6)現代(復興した岡崎の発展)

### ①昭和(戦後)期

昭和21年(1946)9月、本市は、名古屋市、豊橋市、一宮市とともに戦災都市として国の指定を受け、戦災復興事業を進めることとなった。主に、城下町時代の町割りを近代的なものにするために、土地区画整理事業が進められた。碁盤目状の道路網整備や籠田公園を含む7つの公園の整備、拡張が昭和32年(1958)に完了し、現在の本市における中心市街地の原型を形作った。

昭和30年(1955)、町村合併促進法を受けて、岡崎市は矢作町及び額田郡2町6村(岩津町、福岡町、本宿村、山中村、藤川村、龍谷村、河合村、常磐村)を編入し、昭和37年(1962)には六ツ美町を編入した。これらの合併により市域面積を合併前の約4倍の226.97平方キロメートル、人口を約1.8倍の185,959人に増大させた。

### ②平成・令和期

高度経済成長期のなかで、自然と産業と市民生活の調和のとれた都市づくりを目指し、各種都市基盤の整備を進めてきた本市は、平成15年(2003)4月1日に全国で31番目に中核市に移行した。平成18年1月1日、岡崎市は額田町と合併し、面積387.24平方キロメートル(令和7年(2025)現在は387.20平方キロメートル)、人口367,518人、世帯数138,137世帯の新しい岡崎市が誕生した。

平成28年(2016)には市政施行100周年を迎え、現在に至る。

## 1-4. 文化財（令和7年(2025)11月末現在）

本市は、地方の一都市としては稀な歴史的建造物に恵まれた土地で、歴史や文化の層の厚さを感じさせる。政権の置かれなかった地方の一都市において中世の建築遺構が残ることの少ないなかで、本市には中世の建造物で国の指定文化財に指定されているものが8件8棟もあり、近世初期の建造物で国の指定文化財になっているものは4件15棟に及んでいる。

また、市内には国の指定文化財が、重要文化財28件、重要無形民俗文化財1件、史跡3件、天然記念物1件の計33件所在している。

愛知県の指定文化財は、有形文化財34件、有形民俗文化財2件、無形民俗文化財1件、史跡3件、天然記念物6件の計46件所在している。

市の指定文化財は、有形文化財185件、有形民俗文化財7件、無形民俗文化財7件、史跡25件、天然記念物28件の計252件所在している。

その他、国の登録有形文化財(建造物)20件、県の登録記念物1件が所在している。

表1-1 岡崎市の指定文化財等の件数

(件)

区分	有形文化財							民俗文化財		記念物		合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡 典籍 古文書	考古 資料	歴史 資料	有形の 民俗 文化財	無形の 民俗 文化財	史跡	天然 記念物	
国指定	13	6	5	3	1	0	0	0	1	3	1	33
県指定	2	8	10	11	1	2	0	2	1	3	6	46
市指定	16	57	45	40	21	2	4	7	7	25	28	252
合計	31	71	60	54	23	4	4	9	8	30	34	328
国登録	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
県登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	252



## 第2章 岡崎市の維持向上すべき歴史的風致

### 2-1. 家康公生誕の地にみる歴史的風致

徳川家康公の生誕地である本市では、岡崎城(岡崎城公園)をはじめ、大樹寺や伊賀八幡宮の松平氏・徳川家ゆかりの寺社などの歴史的建造物やその周辺市街地において、家康公の遺徳を偲ぶ顕彰活動や伝統行事が古くから多数継承されている。  
 「おんりえとごんくじょうど厭離穢土欣求浄土」を旗印に幾多のかんなんしんく艱難辛苦を乗り越えて、世界でも類を見ない265年の長きに亘る天下泰平の世の礎を築いた家康公に想いを馳せ、その偉業を称える活動が、郷土への愛情や誇りの源泉となる歴史的風致を形成している。



図2-1 岡崎城天守(景観重要建造物)

#### ■歴史的風致を構成する建造物と活動

建造物	活動
・岡崎城 (岡崎城公園)	・家康公行列 ・岡崎城再建と大樹寺から岡崎城を望む歴史的展望
・大樹寺	・御神忌法要 ・松平八代墓の清掃活動
・伊賀八幡宮	・東照宮本祭 ・武者の神事
・龍城神社	・例祭 ・降誕祭 ・神幸祭 ・提灯行列 ・兔汁



図2-2 家康行列(平成23年(2011))

### 2-2. 東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致

揃いの法被に身を包んだ人々が力を合わせて山車だしを曳き、提灯を灯して厳かに行列を進める様など、各地に根付いた秋葉信仰や祭礼等の伝統行事は、寺社をはじめ、常夜燈や一里塚などが建つ旧東海道を舞台に歴史と伝統を伝えている。三河の穏やかな文化に彩りを添え、市街地と一体となったこれらの光景は、本市の歴史文化の一端を象徴する歴史的風致を形成している。



図2-3 本宿神明社祇園祭の山車巡行

#### ■歴史的風致を構成する建造物と活動

小風致	建造物	活動
秋葉信仰(秋葉祭)にみる歴史的風致	・秋葉社 ・秋葉山常夜燈	・秋葉祭
	・秋葉堂	・秋葉山大祭
東海道を舞台にした祭礼等にみる歴史的風致	・本宿神明社	・本宿神明社の祇園祭
	・山中八幡宮	・山中八幡宮のデンデンガッサリ
	・津島神社	・津島神社の天王祭り
	・称名寺 ・十王堂(藤川町) ・地蔵堂(大平町)	・地蔵祭り
	・矢作神社	・矢作神社の祭礼
	・藤川宿(旧野村家住宅(米屋)、旧平岡家住宅(銭屋)等)	・地域団体によるまちづくり活動

## 2-3. 瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致

瀧山寺鬼祭りは、瀧山寺三門から青木川の溪流に沿う街道を練り歩く行列に始まる。その後、瀧山寺境内を舞台に半鐘・双盤・太鼓の連打やほら貝の音が響くなか、燃え盛る大松明<sup>おおたいまつ</sup>を手にした男たちと、祖父面<sup>じじめん</sup>・祖母面<sup>ぼぼめん</sup>・孫面の3匹の鬼が、本堂の外陣と回廊を駆け巡る火祭り(鬼祭り)が始まる。

室町時代、源頼朝の祈願が始まりと伝わるこの祭りは、天下泰平と五穀豊穡を祈る行事として三河路に春を告げる、岡崎を代表する歴史的風致を形成している。



図2-4 瀧山寺鬼祭り(火祭り)



図2-5 瀧山寺本堂

### ■歴史的風致を構成する建造物と活動

建造物	活動
・瀧山寺	・瀧山寺鬼祭り
・日吉山王社	
・瀧山寺東照宮	

## 2-4. 岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致

東海道有数の宿場町として栄えた岡崎城下は、豊かな経済力に加え、街道の往来によってもたらされた多様な文化の影響を受けながら発展してきた。城下の発展とともに民衆の力も蓄えられ、江戸時代後期には町が実質的なまとまりを形成し、産土<sup>うぶすな</sup>神・氏神の神事や祭礼に合わせて華やかな祭りが営まれてきた。その代表的なものが、菅生祭、岡崎天満宮例大祭、能見神明宮大祭の三大祭りである。神輿を担ぎ山車を曳き回す氏子の勇壮な姿、お囃子の笛などが奏でる音色は、江戸時代から連綿と受け継がれてきた祭りの華やかさとともに、武家と町人という身分の枠を越えて共有され、両者に支えられてきた人々の心意気が、今も確かに息づいている。

これらの祭りの舞台となっている旧岡崎城下の市街地は、時代とともにその形態を変えながらも、岡崎城下として栄えた往時の賑わいを彷彿とさせる、本市固有の歴史的風致を形成している。



図2-6 菅生祭(鉾船での神事)



図2-7 岡崎天満宮の手筒花火



図2-8 能見神明宮の御神輿渡御

### ■歴史的風致を構成する建造物と活動

小風致	建造物	活動
菅生祭にみる歴史的風致	・菅生神社	・菅生祭
岡崎天満宮例大祭にみる歴史的風致	・岡崎天満宮	・岡崎天満宮例大祭
能見神明宮大祭にみる歴史的風致	・能見神明宮	・能見神明宮大祭

## 2-5. 郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致

八丁味噌は、17世紀の江戸時代初期から、旧東海道を挟んで向かい合う2軒の老舗「カクキュー」と「まるや」が、300年以上続く昔ながらの伝統製法で製造してきた豆味噌であり、郷土の味として岡崎の人々の暮らしに深く根つき、全国的にも名高い存在となっている。八丁味噌がこの地で産業として発展したのは、矢作川の舟運と旧東海道が交わる交通の要衝で、原料の大豆や塩を調達しやすく、さらに良質な湧水と温暖な気候に恵まれるなど、味噌造りに適した条件がそろっていたためである。黒壁の蔵並みが続く八丁地区を舞台に、三河武士の気質とされる質実剛健さを受け継ぎながら、歴史的建造物である味噌蔵で時間をかけてじっくり醸造される伝統的な地場産業として育まれてきた。まちを歩けばほのかに漂う味噌の香りと、歴史に裏付けされた誇りある蔵造りのまちなみ景観が調和し、まさにこの土地の風土と歴史が育んだ歴史的風致を形づくっている。



図2-9 カクキュー本社事務所



図2-10 味噌造り(石積み)



図2-11 旧東海道(八帖往還通り)

### ■歴史的風致を構成する建造物と活動

建造物	活動
・八丁味噌本社事務所 ・本社蔵(史料館)	・八丁味噌の製造
・まるや八丁味噌事務所 ・まるや八丁味噌土蔵	

## 2-6. 六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致

岡崎市南西端の六ツ美地区は、原始より矢作川の氾濫原にあたり、肥沃な土地を利用した水田や畑が生産基盤となっており、古くから農業が盛んな地区であった。平野部の田園風景の中に集落が点在する地域であり、近世の手永制度のもと藩領で営まれた稲作儀礼が現在も息づいている。

「御田扇祭り」では、神輿を中心に幟・紅白扇・花傘の渡御行列が、田植えが終わった田園を巡行し、堤通手永20町と山方手永13町が1年に1町ずつ受け継ぐ。「六ツ美悠紀斎田お田植え祭り」では、田植唄を歌いながら踊り、昔ながらの装束と農具を使って苗を植え、豊作を祈る様子が六ツ美ならではの歴史的風致を形づくっている。



図2-12 堤通手永御田扇祭りの渡御行列



図2-13 お田植踊り

### ■歴史的風致を構成する建造物と活動

小風致	建造物	活動
御田扇祭りにみる歴史的風致	・犬頭神社 他	・御田扇祭り
六ツ美悠紀斎田お田植え祭りにみる歴史的風致	・悠紀斎田跡碑	・六ツ美悠紀斎田お田植え祭り

## 2-7. 額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致

額田地区は岡崎市東部の急峻な山林に抱かれた山里で、谷あいの集落と棚田が連なる。山間へ通じる街道を介して岡崎の市街地や豊川、信州とも往来し、交易や信仰を通じて独自の文化を育んできた。近世には約 52 の村が点在し、幕府領・大名領・旗本領・寺社領が入り組む複雑な支配下にあった。さらにそれ以前は豪族の支配拠点を中心とする村と戦乱を避けて住み着いた人々の村が混在し、歴史的・経済的背景の違いから講や組など多様な組織が生まれて強い結びつきが培われた。その結びつきのもと、男川の井堰から延びる用水路を毎年普請して井道を整え、田を潤し続けるとともに、炭焼きや茶の栽培等の生業も受け継がれている。このような山間の寺社や集落を舞台に、各地区の個性あふれる民俗行事が営まれ、調和した山里の暮らしと伝承文化が歴史的風致を形づくっている。



図 2-14 千万町の神楽 八劔神社での神楽奉納



図 2-15 須賀神社から神明宮へ祭礼山車の巡行

### ■歴史的風致を構成する建造物と活動

小風致	建造物	活動
千万町の神楽に見る歴史的風致	・八劔神社	・千万町の神楽
須賀神社の祭礼山車と祭りばやしにみる歴史的風致	・須賀神社	・須賀神社の祭礼山車と祭りばやし
夏山八幡宮の火祭りにみる歴史的風致	・夏山八幡宮	・夏山八幡宮の火祭り
額田地区の当屋祭祀にみる歴史的風致	・宮崎神社 ・石座神社	・宮崎神社「オトウの神事」(オトウダイコン) ・石座神社「神迎え神事」(アマザケトウ)
大代町と雨山町のコト八日行事にみる歴史的風致	・正泉寺 ・菩提院	・大代町のコト八日行事 ・雨山町のコト八日行事
額田地区の猪垣にみる歴史的風致	・万足平の猪垣	・万足平の猪垣の石積み

## 第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

### 3-1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

#### (1) 歴史文化の認知に関する課題

- 歴史文化資産の掘り起こしや調査研究の充実
- 身近な歴史文化資産の価値付け
- わかりやすく親しみの持てる歴史文化の情報発信
- 歴史まちづくりに対する参加の場や機会の提供

#### (2) 歴史や伝統を反映した活動に関する課題

- 祭礼等の伝統行事や活動の維持・継承の支援
- 祭礼等の伝統行事や活動を支える団体等の人材・後継者の育成

#### (3) 歴史的建造物に関する課題

- 指定文化財等以外の歴史的建造物の調査や価値付け
- 歴史的建造物の維持管理の負担軽減
- 積極的かつ効果的な活用に向けた整備や公開等

#### (4) 歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する課題

- 景観阻害要素の除去
- 周辺建造物の修景によるまちなみ景観の維持・再生
- 無電柱化や道路美装化によるまちなみ景観の整備
- 優れた眺望景観の保全

#### (5) 歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する課題

- 歴史文化資産のネットワークの構築
- まちなかの回遊性の向上
- サイン・案内板の整備・充実
- 観光客の受入環境整備の促進

### 3-2. 上位計画及び関連計画との関係性

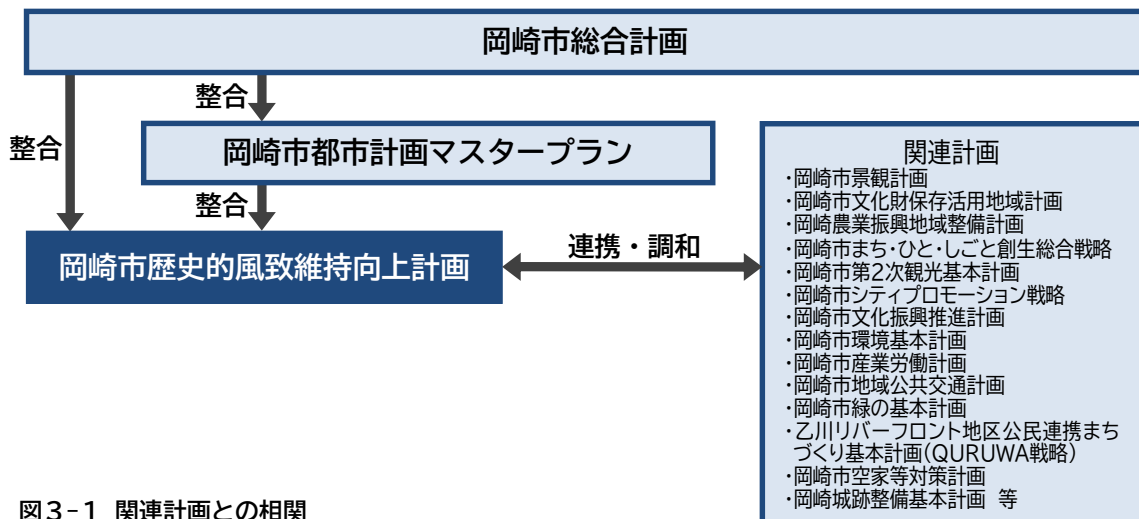


図3-1 関連計画との相関

### 3-3. 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

#### (1) 基本理念

古くは旧石器時代にはじまり、令和の時代へと続く岡崎の歴史の流れの中にいる私たちには、過去から受け継いだ貴重な歴史文化資産を後世に伝え残していく責務がある。

歴史都市・岡崎が有する多数の歴史文化資産の魅力や価値を再認識し、それらを守り、まちづくりに活かしながら、都市の個性と魅力に磨きをかけ、ふるさと岡崎への愛情と誇りを一層確かなものにするとともに、これらを地域の活性化や観光の振興につなげていくことが求められている。

このため、本市の歴史まちづくりは、市民それぞれが自らまちに関わり、愛情と誇りを持って岡崎の歴史を語り合い、皆で糸を撚るかのように過去から未来に歴史をつむいでいくものとし、以下の基本理念を設定する。

## 未来へつむぐ 歴史まちづくり

#### (2) 歴史的風致の維持向上に関する方針

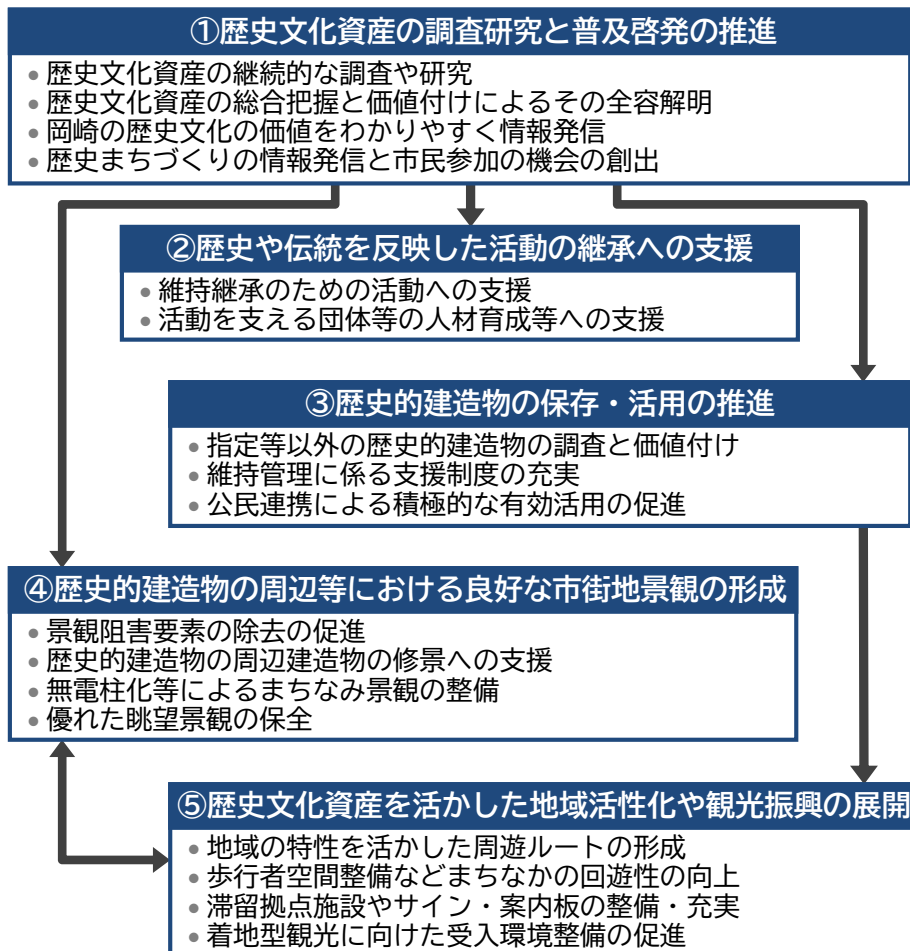


図3-2 歴史的風致の維持向上に関する方針とその関係

## 第4章 重点区域の位置及び区域

### 4-1. 重点区域の位置及び区域

#### (1)重点区域設定の考え方

本市には、地域特性や時代背景のもと、長い歴史の中で人々が築き上げ、継承してきた多様な歴史的風致が形成されており、第2章の「岡崎市の維持向上すべき歴史的風致」に示したように、各地域独自の歴史的風致が現在も息づいている。

- 1 家康公生誕の地にみる歴史的風致
- 2 東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致
- 3 瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致
- 4 岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致
- 5 郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致
- 6 六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致
- 7 額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致

これらの歴史的風致が存在する地域のうち、重点区域は、その区域内に国指定文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物が数多く集積し、そこで行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な市街地の中でも、市として特段の施策を講じることにより、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策の効果が市域全体にも波及することなども考慮しながら、歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心にその維持向上が最大限に図られる区域を設定するものとする。

このため、第3章「歴史的風致の維持向上に関する方針」で記述した課題を解決し、今残されている歴史的風致を守り、育て、次世代へ伝えていくために、本市の維持向上すべき歴史的風致の分布を踏まえ、「家康公生誕の地にみる歴史的風致」「東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致」「岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致」「郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致」の重なりが見られる、本市のシンボルである岡崎城を中心として、大樹寺を始めとする松平氏・徳川家ゆかりの寺社周辺、及び近世の宿場町であった岡崎宿、藤川宿を含む旧東海道沿いを加えた地域を「岡崎城下及び東海道地区」として設定する。また、重要文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物の集積が見られる「瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致」のうち、祭りの巡行経路を中心とした地域を「瀧山寺地区」として設定する。



### (3)重点区域と他計画との関係

重点区域の位置は、本計画の事業を効果的に推進し、これまで岡崎の良好な景観の形成を図るために行われてきた岡崎市景観計画、水と緑・歴史と文化のまちづくり条例、屋外広告物条例に基づく規制等や岡崎城跡整備基本計画を始めとする文化財関係の諸計画との連携を図り設定する。

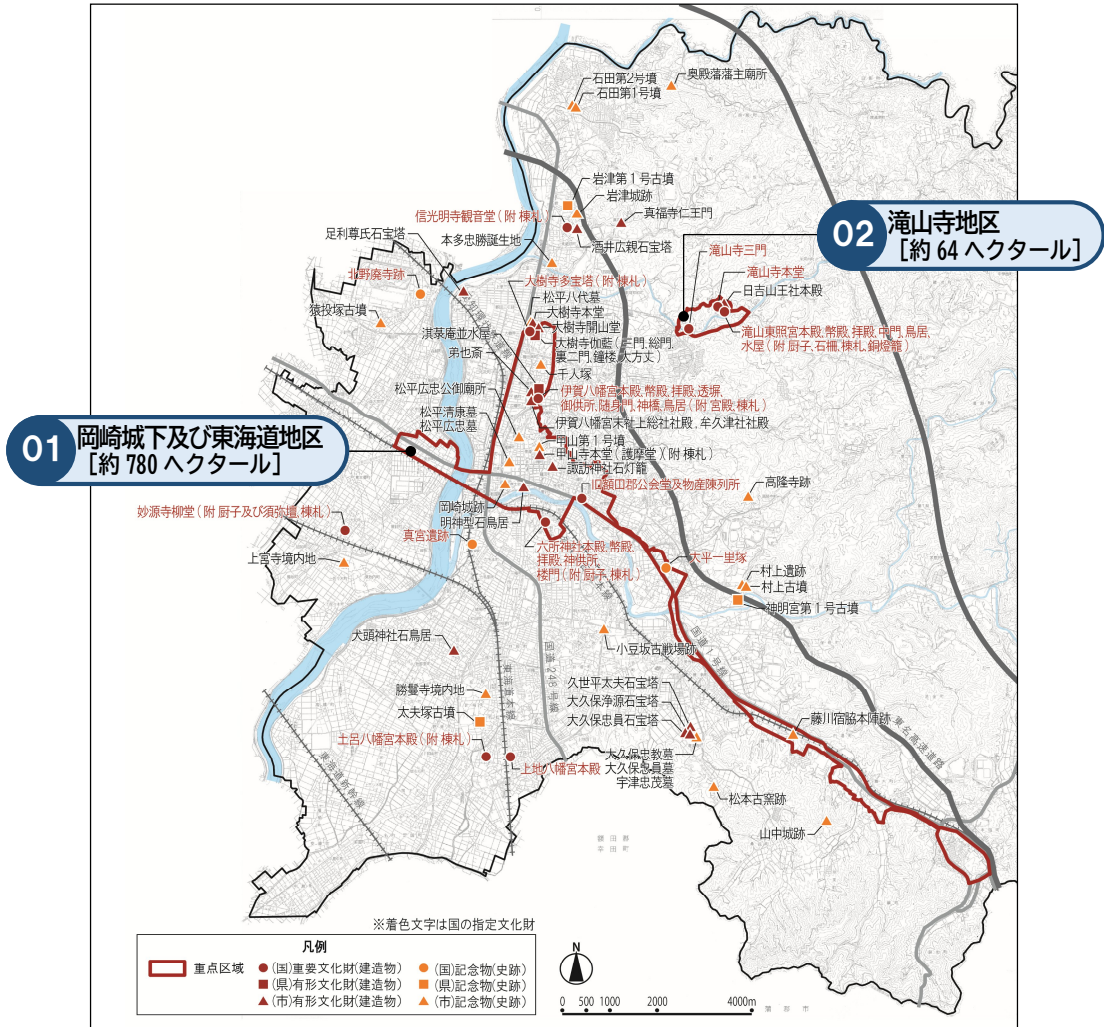


図4-2 重点区域の位置

## 4-2. 重点区域の設定の効果

重点区域内において、重点的かつ一体的な整備に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致を維持向上するだけでなく、歴史文化を活かしたまちづくりとして効果的なシティプロモーションとなり、市外からの歴史的風致の評価が高まることによって、本市の認知度も更に向上し、観光振興等を目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待する。

また、本市固有の歴史的風致に対する地域住民の理解を一層深めることにより、ふるさと岡崎への愛情と誇りが生まれ、祭礼行事など地域行事への積極的な参加につながり、地域の伝統文化が次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

そして、それらが重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及し、本市全体の歴史文化を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できる。

## 4-3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

### (1)重点区域における都市計画との連携（都市計画法）

本計画における重点区域は、全て都市計画区域内であり、「岡崎城下及び東海道地区」は、一部の市街化調整区域を除いて、ほぼ全域が市街化区域に指定されている。一方、「滝山寺地区」は、全てが市街化調整区域に指定されており、無秩序な開発等が発生しないよう土地利用が制限されている。今後においても、区域区分及び用途地域の指定状況を踏まえた上で、適切な土地利用の規制誘導によって周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

### (2)重点区域における景観計画の活用（景観法）

本市では、平成24年(2012)に「岡崎市景観計画」を策定し、景観法の諸制度を活用して良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めている。

歴史的風致維持向上計画の重点区域と景観計画の景観形成重点地区を重ね、両計画を相乗効果的に関連づけることで、行為の届出を機会に、きめ細かな協議を行い、建築物等の景観誘導と歴史的風致に配慮した市街地整備を連携して推進し、歴史的風致の維持向上を図る。

### (3)重点区域における屋外広告物の規制（屋外広告物法）

本市では、平成14年(2002)に「岡崎市屋外広告物条例」を制定し、市全域を禁止地域と許可地域に区分し、高さや大きさ等についての許可基準を設定して屋外広告物の規制誘導を行っている。

今後においても、重点区域やその周辺地域において、景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物の規制の強化の検討や地域の特性に応じたガイドラインを策定するなど、重点区域における歴史的風致の維持向上に関する実効性を高めていくとともに、積極的に歴史的風致に調和するよう、良好な屋外広告物の誘導を図っていくものとする。

### (4)重点区域における市独自条例の運用（岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例）

本市では、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づいて、景観計画区域内の良好な景観の形成に寄与する建造物若しくは樹木、又はこれらと一体となって良好な景観の形成に寄与する土地その他の物件であり、規則で定める基準を満たしたものとして登録された「景観資産」のうちから、「ふるさと景観資産」を選定している。

また、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づいて、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、優れた眺望景観の保全を図るため、眺望景観の保全に関する計画を定めることができ、「大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域」が定められている。

今後においても、本市の独自条例による取組みについては継続し、きめの細かい対応を図りながら重点区域における歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めていくものとする。

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 5-1. 市全体に関する事項

#### (1)文化財の保存・活用の現況と今後の方針

指定文化財は多数ある一方、未指定文化財は滅失リスクがあるため、継続調査と指定・登録の検討を推進する。文化財が「点」で散在して回遊性が弱いため、拠点整備・案内・情報発信、無形文化財の継承支援、ICT化で体制強化を図る。

#### (2)文化財の修理(整備)に関する方針

日常的な観察と定期的な現状把握で劣化を早期発見し、緊急性に応じて修理時期を判断する。必要な経費に関しては補助金に加えて、クラウドファンディングやふるさと納税等の実施を検討する。また、指定文化財の修理及び整備は、適切な法令手続と関係機関の助言を踏まえて実施する。

#### (3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

既存の博物館・資料館等で展示活用しているが、通史を常設展示する場や展示施設が不足している。全施設の目的・役割を整理して体系化し、特色ある“すみ分け”と新たな展示の場を検討する。

#### (4)文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は周辺景観と一体で魅力が高まるため、都市計画・景観施策と連携して保全する。サインや便益施設は調和デザインとし、無電柱化・道路美装化等で景観向上を図る。

#### (5)文化財の防災・防犯に関する方針

防火設備・防火水槽・進入路の確保等を進め、査察や訓練で防災力を向上する。所有者・消防・地域が連携して守る意識を醸成と、事件増加も踏まえて防犯設備や見回りを強化する。

#### (6)文化財の保存又は活用の普及・啓発に関する方針

講座・説明会・ガイドマップの作成等を継続しつつ、認知不足を踏まえて学校教育や公開機会を拡充する。SNSやVR/AR等も活用し、交通施策(マップ配布・企画切符等)と組み合わせ、回遊促進を図る。

#### (7)埋蔵文化財の取扱いに関する訪印

包蔵地は約440箇所、開発時は届出・通知を徹底。必要に応じて試掘や立会・発掘調査で記録保存し、国・県の助言を得ながら保護を進める。

#### (8)教育委員会等の体制と今後の方針

教育委員会部局が中心となり、観光・公園部局等とも連携して活用を推進する。今後はまちづくり部局との連携強化、専門人材の確保・育成、審議会や整備委員会の助言を施策に反映する。

#### (9)各種団体の現況及び今後の体制整備の方針

祭礼・史跡の保存会、観光ガイド、施設運営団体、調査団体など多様な主体が活動している。今後は情報提供や人材育成支援で活動を活性化し、住民主体の文化財保護を後押しする。

## 5-2. 重点区域に関する事項

### (1)文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

岡崎城跡は整備計画に基づき、石垣カルテ等で点検・維持管理を継続する。総構え等の調査で価値の顕在化と保護を進め、旧城下～旧東海道の回遊性向上、祭礼継承や普及啓発にも取り組む。

### (2)文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

法令遵守と専門家の助言のもと、発掘・文献調査を継続して史実に基づく整備・復元を進める。旧総構えの“見える化”や歩行者空間整備、歴史的建造物の修理支援、重要建造物の公開・活用と保存修理を進める。

### (3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

城内施設は顕彰拠点として継続活用し、寺社の収蔵施設等とも連携する。耐震不足で閉館中の施設は耐震・保存修理のうえで公開し、交流イベントや文化財巡りの拠点機能を持つ施設整備を検討する。

### (4)文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

景観形成重点地区や眺望保全地域を含むため、歴史的景観の維持・再生に取り組む。無電柱化・道路美化、屋外広告物等の除去・修景で、祭礼等の舞台となるまちなみ環境を整える。

### (5)文化財の防災に関する具体的な計画

防火設備・進入路・空地確保を促進し、耐震診断と必要な耐震工事を指導する。査察・訓練を継続し、地域協力による見回り等も含め防犯体制も強化する。

### (6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

案内板の更新・新設、サインデザインの統一、周遊コース設定やパンフレット作成で回遊性を向上する。講座や現地説明会に歴史的風致の視点を取り入れ、重要無形民俗文化財は調査成果を情報発信する。

### (7)埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

届出・事前協議を徹底し、試掘・分布調査で現況把握と範囲拡大を検討する。開発が進む周辺では事前情報収集を強化し、門・堀等の遺構は調査で把握して保護に努める。

### (8)各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

観光ガイドや地元協議会等の活動を支援し、案内人の養成・スキルアップを推進する。無形民俗文化財は後継者不足に対応して費用助成や記録作成、伝統技術の継承支援を進める。

# 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備 又は管理に関する事項

## 6-1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

重点区域内においては、歴史的風致維持向上施設(地域の歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等)の整備と適切な管理に関するハード・ソフト両面の各種事業を優先的かつモデル的に展開するものとし、事業については、歴史的風致を構成し、かつその維持向上に寄与するもので、本計画の期間内に確実に実施されるものを対象とする。

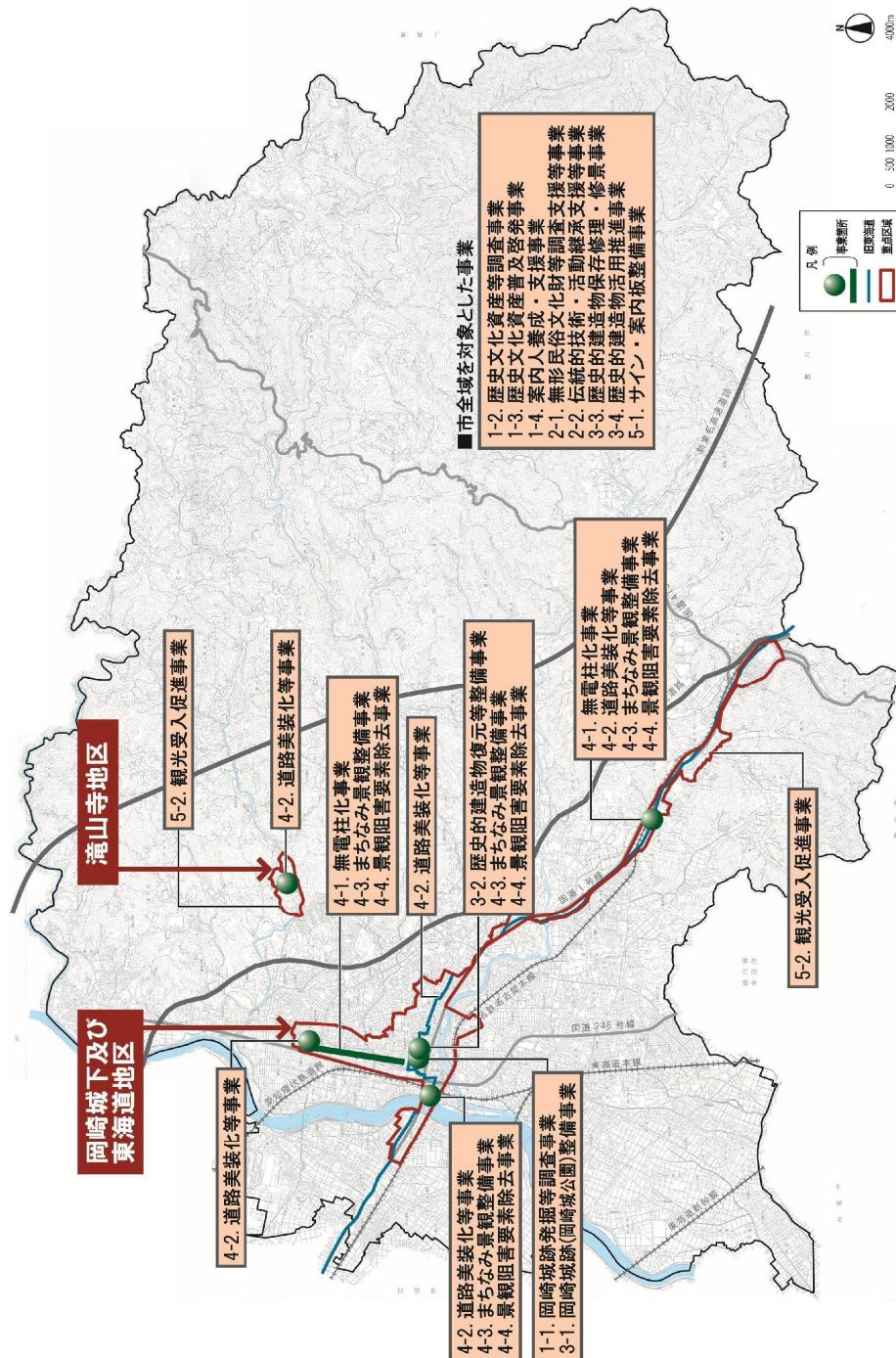


図6-1 事業箇所

## 6-2. 事業の内容

### (1) 歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進に関する事業

No.	事業名	事業期間	事業概要
1-1	岡崎城跡発掘等調査事業	S55(1980)～ R17(2035)	市指定史跡岡崎城跡の価値を高め、保存・活用することを目的に、発掘調査や文献調査などの詳細調査を実施する。
1-2	歴史文化資産等調査事業	H28(2016)～ R17(2035)	新たな地域資源の掘り起こし等を目的として、市内に現存する未指定・未登録の歴史文化資産の調査を行う。
1-3	歴史文化資産普及啓発事業	S5(1930)～ R17(2035)	地域の産業や消費生活の様子、諸活動や人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働き等について記載した小中学校の郷土読本を用いた学習により、子供たちの、地域に対する誇りと愛情を育み、地域の一員としての自覚を高める。 また、文化財への市民の理解を深めるための講座等を企画、開催し、本市の歴史文化資産や歴史まちづくりを理解する機会を提供する。
1-4	案内人養成・支援事業	H9(1997)～ R17(2035)	岡崎の歴史文化資産の奥深い魅力や、人々の伝統的な活動等について、同行して市内を案内する観光ガイド（おかざき観光ガイドの会、岡崎歴史かたり人、手話ガイド「デフ葵」）に向けて、その知識や技能の向上を目的とした養成講座等を行う活動に対して支援を行う。



(2)歴史や伝統を反映した活動の継承への支援に関する事業

No.	事業名	事業期間	事業概要
2-1	無形民俗文化財等調査支援等事業	H15(2003)～ R17(2035)	未指定文化財を含めた民俗文化財の調査や記録、情報発信を行うとともに、市内の継承団体や教育機関との連携等を検討し、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら、民俗文化財に関する担い手や後継者の確保、民俗文化財の伝承活動等を支援することにより、文化財の保存・継承及び地域の活性化を促進する。
2-2	伝統的技術・活動継承支援等事業	S54(1979)～ R17(2035)	伝統的な技術や技法を保持する者と、そのもとで技術や技法を修得し継承しようとする者に対し、技術伝承にかかる支援を行う。また、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動継承に対する支援を行う。



## (3)歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業

No.	事業名	事業期間	事業概要
3-1	岡崎城跡(岡崎城公園)整備事業	H15(2003)～ R17(2035)	市文化財に指定されている岡崎城跡(岡崎城公園)を、その歴史、自然、文化、観光等の資源を活用した城跡にふさわしい公園として再整備を進める。また、岡崎城跡を構成する重要な要素である石垣の修復・復元を行う。そして、「岡崎城跡整備基本計画(平成29年3月改訂)」を改訂し、史跡や岡崎城公園の歴史的価値を活かした、観光客や市民に親しまれる公園としての整備の推進を行う。
3-2	歴史的建造物復元等整備事業	H29(2017)～ R17(2035)	総構えの発掘調査や文献調査などの詳細調査結果を基に、遺構の保存に配慮しながら、関係機関と連携しつつ、門や曲輪などの適切な復元整備や総構えの位置のわかりやすい表示等の検討、整備を行う。
3-3	歴史的建造物保存修理・修景事業	H26(2014)～ R17(2035)	文化財建造物の保存修理や、景観重要建造物(市域全域)又は歴史的風致形成建造物(重点区域内)に指定している建造物の外観の保全等に係る修理・修景に対する補助を行う。
3-4	歴史的建造物活用推進事業	H28(2016)～ R17(2035)	文化財建造物や、景観重要建造物(市域全域)又は歴史的風致形成建造物(重点区域内)に指定している建造物、歴史的価値のある空家等の活用を推進する。 重要文化財建造物である旧額田郡公会堂及物産陳列所は、「旧額田郡公会堂及び物産陳列所保存活用計画(平成30年3月策定)」の見直しを行いながら、保存修理事業を行い、活用を図る。



## (4)歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成に関する事業

No.	事業名	事業期間	事業概要
4-1	無電柱化事業	R1(2019)～ R17(2035)	「大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域」「藤川地区」等の景観形成重点地区等内の路線について、それぞれの路線に応じた工法による無電柱化の整備を行う。
4-2	道路美装化等事業	H29(2017)～ R17(2035)	「八丁地区」「藤川地区」等の景観形成重点地区内の旧東海道等や、大樹寺三門前等の路線について、脱色アスファルトや石畳風の道路舗装など美装化の整備等を行う。
4-3	まちなみ景観整備事業	H28(2016)～ R17(2035)	「大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域」「八丁地区」等の景観形成重点地区等内において、岡崎市景観計画等に定めた景観配慮指針や基準に適合する建築物や工作物の外観修景に対して支援する。また、景観まちづくりへの意欲の高い地区やすでに良好な景観を有する地区等について、景観形成重点地区指定等の検討を行い、良好な景観形成を図る。
4-4	景観阻害要素除去事業	H28(2016)～ R17(2035)	岡崎市景観計画等に定める景観形成重点地区等において、景観形成基準等に適合していない既存不適格物件(建築物や工作物)の改修、早期改修を目的に、基準に適合する改修等に対して支援等する。



## (5) 歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開に関する事業

No.	事業名	事業期間	事業概要
5-1	サイン・案内板整備事業	H6(1994)～ R17(2035)	歴史文化資産の周辺など来訪者の多い場所において、歴史文化資産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を行う。また、案内板の整備にあたっては、多言語化、通信機器への対応について、ICT技術の活用を踏まえた検討をする。
5-2	観光受入促進事業	H28(2016)～ R17(2035)	外国人向け体験プログラムの情報発信や、歴史的建造物等の歴史観光資源を活かした拠点整備（駐車場や休憩所等）及びアクセス路の整備等により、国内外の観光客の受入を促進する。



## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

### 7-1. 歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方

本市は、これまで文化財保護法や愛知県及び岡崎市の文化財保護条例に加え、景観法等により一定数の建造物を対象に、その保全や活用を行ってきた。

今後も、これら歴史的建造物の保護を推進するため、本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

### 7-2. 歴史的風致形成建造物の指定の基準

重点区域内における国指定の文化財を除く歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物を指定する。

- ①意匠性、技術性が優れているもの
- ②地域の固有性、歴史性、希少性の観点から価値の高いもの
- ③外観が景観上の特徴を有し、まちなみ景観の構成要素として重要なもの

※築50年経過しているもの

※所有者又は管理者により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること

### 7-3. 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

- ①愛知県文化財保護条例に基づく県指定文化財
- ②岡崎市文化財保護条例に基づく市指定文化財
- ③文化財保護法に基づく国登録有形文化財
- ④愛知県文化財保護条例に基づく県登録有形文化財
- ⑤景観法に基づく景観重要建造物
- ⑥岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づくふるさと景観資産（建造物）
- ⑦その他歴史的風致の維持向上に寄与するものとして特に必要と市長が認める建造物

## 7-4. 歴史的風致形成建造物及び候補建造物の一覧

歴史的風致形成建造物及び候補建造物は、次のとおりである。

- 「指定区分」の凡例
- ①県指定文化財      ②市指定文化財
  - ③国登録有形文化財    ④県登録有形文化財
  - ⑤景観重要建造物      ⑥ふるさと景観資産
  - ⑦その他

表7-1 歴史的風致形成建造物及び候補建造物の一覧（次ページへつづく）（令和8年4月1日現在）

※第1期計画で指定していた建造物は、表中の「名称」に波下線を表示している。  
 第1期計画終了時に指定は一度解除されるため、第2期計画認定後、必要に応じて、再度、指定が必要となる。  
 ※指定した建造物は、表中の「指定年月日」に指定日を表示している。（「指定年月日」が空欄は未指定）

No.	名称	写真	所在地	建築年	指定区分	関連する歴史的風致
	指定年月日		所有者(管理者)			
1	<u>十王堂</u>		藤川町	江戸時代	⑤	東海道を舞台にした信仰・祭礼等に見る歴史的風致
	R8. 4. 1		民間			
2	<u>旧石原家住宅(主屋・土蔵)</u>		六供町	主屋・土蔵：安政6年(1859)	③⑤	家康公生誕の地に見る歴史的風致
	R8. 4. 1		民間			
3	<u>甲山寺(本堂)</u>		六供町	元禄15年(1702)～同16年(1703)再建	②	東海道を舞台にした信仰・祭礼等に見る歴史的風致
	R8. 4. 1		甲山寺			
4	<u>日吉山王社(本殿)</u>		滝町	慶長13年(1608)(推定) 正保2年(1645)修築(推定)	②	瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致
	R8. 4. 1		滝山東照宮			
5	<u>旧本宿村役場</u>		本宿町	昭和3年(1928)	⑦	東海道を舞台にした信仰・祭礼等に見る歴史的風致
	R8. 4. 1		岡崎市			

表7-1 歴史的風致形成建造物及び候補建造物の一覧(次ページへつづく)(令和8年4月1日現在)

※第1期計画で指定していた建造物は、表中の「名称」に波下線を表示している。



第1期計画終了時に指定は一度解除されるため、第2期計画認定後、必要に応じて、再度、指定が必要となる。

※指定した建造物は、表中の「指定年月日」に指定日を表示している。「指定年月日」が空欄は未指定

No.	名称	写真	所在地	建築年	指定区分	関連する歴史的風致
	指定年月日		所有者(管理者)			
6	<u>富田家住宅</u> (主屋、土蔵)		本宿町	主屋:文政10年(1827) 土蔵:明治9年(1876)(推定)	③	東海道を舞台にした信仰・祭礼等に見る歴史的風致
	R8.4.1		民間			
7	<u>旧野村家住宅</u> (米屋)		藤川町	江戸時代	⑤	東海道を舞台にした信仰・祭礼等に見る歴史的風致
	R8.4.1		民間			
8	<u>市場町郷蔵</u>		市場町	江戸時代	⑦	東海道を舞台にした信仰・祭礼等に見る歴史的風致
	R8.4.1		民間			
9	<u>松平広忠公御廟所</u>		松本町	慶長10年(1605)	②	家康公生誕の地に見る歴史的風致
	R8.4.1		松應寺			
10	<u>大樹寺伽藍</u> (三門、総門、裏三門、鐘楼、大方丈、本堂)		鴨田町	総門、裏二門:寛永15年(1638) 三門、鐘楼:寛永18年(1641) 大方丈・本堂:安政4年(1857)再建	①②	家康公生誕の地に見る歴史的風致
	R8.4.1		大樹寺			
11	<u>旧額田郡物産陳列所看守人室</u>		朝日町	大正2年(1913)	⑦	家康公生誕の地に見る歴史的風致
	R8.4.1		岡崎市			

表7-1 歴史的風致形成建造物及び候補建造物の一覧(次ページへつづく)(令和8年4月1日現在)

※第1期計画で指定していた建造物は、表中の「名称」に波下線を表示している。  
 第1期計画終了時に指定は一度解除されるため、第2期計画認定後、必要に応じて、再度、指定が必要となる。  
 ※指定した建造物は、表中の「指定年月日」に指定日を表示している。(「指定年月日」が空欄は未指定)

No.	名称	写真	所在地	建築年	指定区分	関連する歴史的風致
	指定年月日		所有者(管理者)			
12	随念寺 (本堂、書院、庫裡、山門(鐘楼門))		門前町	本堂、山門(鐘楼門): 元和5年(1619) 書院: 天明元年(1781) 庫裡: 安永年間(1772~1781)	⑦	家康公生誕の地にみる歴史的風致
			随念寺			
13	満性寺 (本堂、太子堂)		菅生町	本堂: 元和5年(1619)再建 太子堂: 慶安3年(1650)再建	⑦	家康公生誕の地にみる歴史的風致
			満性寺			

## 第8章 歴史的風致形成建造物の 管理の指針となるべき事項

### 8-1. 歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、周囲の景観への影響や建造物の特徴に十分に配慮し、文化財保護法又は景観法等の他法令並びに条例に基づいて指定等がされている建造物については、その個別の法令等に基づき適正に維持管理を行う。その他の建造物についても、その価値に基づき適切に維持管理を行う。

### 8-2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の指針

表8-1 歴史的風致形成建造物の維持管理の指針

項目	基本	備考
県指定文化財 市指定文化財	外部及び内部ともに現状保存	県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護
国登録有形文化財 県登録有形文化財	外観を主対象とした維持及び保存	文化財保護法又は県の文化財保護条例に基づく適切な維持管理
景観重要建造物	外観を主対象とした維持及び保存	景観法に基づく現状変更等の許可制度による保全
岡崎市ふるさと 景観資産(建造物)	外観を主対象とした維持及び保存	水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づく適切な維持管理
上記以外	外観を主対象とした維持及び保存	他法令による保護措置が講じられていない建造物は、計画期間後も保護を図るため、適切な調査等を実施し、その価値を明らかにするとともに、その価値が減ることがないように、必要に応じて指定文化財又は景観重要建造物の指定等と重複するよう努める

**岡崎市歴史的風致維持向上計画（第2期）**  
**【概要版】**

発行 令和8年4月  
問合せ 岡崎市 都市政策部まちづくり推進課  
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地  
電 話 (0564) 23-6261  
F A X (0564) 23-7967





OKAZAKI  
RENAISSANCE

#### 岡崎ルネサンスとは。

岡崎市シティプロモーションのコンセプト。徳川家康公、八丁味噌、乙川など、私たちのまちにはすでに多くの魅力的な資産がありますが、これまで培われてきた伝統や文化を、ただの伝統や文化で終わらせず、革新し、新しい価値を生み出そうとする活動。本市の活力維持、持続的な発展につなげます。

#### マークに思いを込めました。

マークの形は、徳川家の葵の紋をベースに、岡崎への愛情を深く感じられるよう、ハートのモチーフでデザインを構成。3つのハートが各方面から中心に向かっていくデザインは、これから岡崎がめざす「岡崎市民はもちろん、市外の人にも愛されるまち」を表現するとともに、岡崎ルネサンスを体現しています。